出 先 機 関

第四千百五十三号

平成二十八年 五月三十日

<i>至</i> .	:	詸)	総務学事課)	(総 務	政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表
					公告
<i>≢</i> i.	:	課 ·	産	畜	家畜伝染病の発生
≢.	:	<u> </u>	同		右 同
≢.	:	<u> </u>	同		右 同
四	:	<u> </u>	同		よる指定介護機関の廃止の届出
					国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
					中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
四	:	<u> </u>	同		右 同
쯔	:	<u> </u>	同	$\widehat{}$	よる指定介護機関の休止の届出
					国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
					中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
三	:	<u> </u>	同	^	右 同
=	:	<u> </u>	同		右 同
=	:	<u> </u>	同		生活保護法による指定介護機関の廃止の届出
三	:	<u> </u>	同	$\widehat{}$	右 同
=	:	課祉 ·	策福	政健	生活保護法による指定介護機関の休止の届出
					告示
_	:	詸)	建築住宅課)	(建 築	青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
					規則
					目次

	右	土地沿
人事委員会	同	土地改良区の定款変更の認可
	県三	県東 - 青
	民地	民青地

:

人事委員会告示五十四第二号 (不利益処分についての不服

申立てに関する提出書類の書式例)の一部改正..... 収用委員会

(職

員

公示送達...... 同 (監 理 同

課) :

右

規

則

青森県建築基準法施行細則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事

Ξ 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二月青森県規則第二十号) の一部を次の

号に掲げる建築物並びに前項の建築物のうち同項の表第一号」に改め、同項第二号中 を「特定建築物は」に改め、「規模のもの」の下に「 (法第六条第一項第一号に掲げ 三号に掲げる建築物 (ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。) 並びに同項第五 る建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。) 」を加え、同項の表第三号中 「限る」及び「をいう」の下に 「。次項において同じ」を加え、同条第二項第一号中 「前項の表第三号」を「令第十六条第一項第三号に掲げる建築物 (病院、 「前項の表第一号」を「令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物、 第十条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条第一項中「建築物は」 診療所又は 同項第

- 一 小荷物専用昇降機 (籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)

青

門則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

1

から十一月三十日まで」とする。

3

とする。

こ十年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間」
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、平成
十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては三年間、平成二十八年
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る改正後の細則第十一条第五項の規定の適用に
第六条の三第二項第八号の書類に係る改正後の細則第十一条第五項の規定の適用に
第古べき防火設備に係る建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号)
報告すべき防火設備に係る建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号)
和告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては三年間、
平成
一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては三年間、
平成
一月三十日までに報

告

示

青森県告示第三百八十号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があっ生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

"	和人社	グエ株	名	
"	社会がる る 三法	イルビーン に インウンウ	称	居宅。
"	二丁目一の二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	町六五の一	主たる事務所の	介護事業者
"	"	訪問介護	0	居 養宅 介 重護
やショス ボーム いテー たール	白 様 センター も も き も も き も も き も り き も り き も り も も も も	パークリング イクウエル ル事	名称	居宅介
六字辻字岸郡板柳町 門	元一四三の二 村大字田代字稲 中津軽郡西目屋	字巻屋四の一出が一次では	所 在 地	護事業所
"	二	 	年月日	休 止

青森県告示第三百八十一号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十八年五月三十日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

1					
Tan	"	会つ会が福	ル式 ビ会 - 社		護
やシプホームステール元村大字田の一面 大字注介護 (1)名名名かポームステール 大大字 上の 一四三の 一四三の 	11	丁目一の二 の二 芸	六前 五市 の大	たる事 在事 所	事業
荘子 中 神荘 一クエル 神荘 一方 一方 一方 一方 <td>"</td> <td>"</td> <td>介予</td> <td>0</td> <td>美護 D予</td>	"	"	介予	0	美護 D予
六大北 元村中 字弘 所 防 字津 一大津 屋市市 在 四 辻軽 四字軽 四大 在 の 字都 三田郡 の 一福 所 京都 二四 一福 田 地	ンプム	白神荘 を を を を を を も を も を も も も も も も も も も	ー 所問 クウ介 エ護		護
#	字津 注軽 字板 田柳	元村中 一大字 四三 の代 の代	巻屋四の一 の一 田田	在	防 事 業
<u> </u>	"	-	<u> </u>	月	

青森県告示第三百八十二号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ

平成二十八年五月三十日

青森県知事	
Ξ	
村	
申	

名称主たる事務所の	居宅介護事業者	
0	居 養宅 介 重護	
名称	居宅介	青森県知事
	護事	事 三
在地	業 所	村
——— 年 月		申
——	止	吾

人会医療法人泰
二丁目一の二五八戸市新井田西
シビ通 ョリ所 ンテリ ーハ
ニック 井田 クリ 二丁目 医療法人泰 区療法人泰
二丁目一の二五
デース・ デース・ デース・ デース・ デース・ デース・ デース・ デース・ デース・

青森県告示第三百八十三号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十八年五月三十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

人医 会 法 人 泰	名称	介護予
二丁目一の二五五二五五五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	所 在 地	防事業者
シビ通介 ョリ所護 ンテリ予 I 八防	0	事介 養護 ひ予 重防
タケ二井 人 会 アク フク セデク レ ンイリ チ ンイリ シ スイリ シ スイ フィ フィ フィ マ マ マ マ マ マ マ マ マ ス マ ス ス ス ス ス ス ス ス	名称	介護予
二丁目一の二五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	所在地	防事業所
-		廃 止

青森県告示第三百八十四号

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十八年五月三十日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

——— 名 称	居宅介護・
所 在 地	支援事業者
名称	居宅介護支
所	援事
在地	業 所
——— 月 日	廃 止

医療法人泰人会 二丁目一の二五 センター 二丁目一の二五 六・二・元 ク居宅介護支援 二丁目一の二五 一六・二・元 外戸市新井田西 平成 新井田クリニッ

青森県告示第三百八十五号

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

二八· 四· 一	元一四三の二 村大字田代字稲 中津軽郡西目屋	白援セ 神センター インター	"	二丁目一の二町の二町	和会が福 会がる三
元平 ・成 ・ 三	字巻屋四の一の一田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	パ 半 が が が が が で れ り で れ り で き も り れ き も も も も も も も も も も も も も も も も も も	訪問介護	町六五の一松森	グエ株 ルビーン ン
月	所 在 地	名称	0	所 在 地	名称
休止	護事業所	居宅介	居居 養宅 O介 重護	護事業者	居宅介

青森県告示第三百八十六号

の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活る生活保護法」という。) 第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ明者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてそ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

和会 二丁目一の二 日神荘 元一四三人つがる三 二丁目一の二 援センター 村大字田任会福祉法 弘前市大字茜町 " 在宅介護支 中津軽郡	ソープ 町六五の一 訪問介護 パーク 字巻屋四エルビーン 町六五の一 訪問介護 業所ウエル 字巻屋四株式会社ウ 弘前市大字松森 介護予防 訪問介護事 弘前市大	0	護予防 介護 予防事
荘ン介護 マー 村中 一大津	クウス ル事 字 登前	所	護 予 防
二八	デ・成	年休月日止	

和人社 グー株

夕

青森県告示第三百八十七号

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

人会 法 人 泰	名称	居宅介
八戸市新井田西	所 在 地	護事業者
シビ通 ョリ所 ンテリ ーハ	類 到 <i>0</i> 利	国民 首宅 か 重護
ニック 大会ハ戸新 医療法人泰 リ新	名称	居宅介
八戸市新井	所在	7 護事業所
五四五四	地	171
三平 ・成 三 元	年 月 日	廃 止

青森県告示第三百八十八号

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。 の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によの規定により、第十四条第四項においてその規定により、第十四条第四項においてその規定により、

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

人会 法 人泰	名称	介護予
二丁目一の二五五二五五五五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	所 在 地主たる事務所の	防事業者
シビ通介 ョリ所護 ンテリ予 ー 八防	0	事介 養護 予 重防
タケニ サ大二 サ田 サロ サーア カーア カーア カーア カーア カーア カーア カーア カ	名称	介護予
二丁目 八戸市 新	所在	防 事 業
五五一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	 	所 —— 廃
≓ 芫	年 月	止

青森県告示第三百八十九号

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法」という。) 第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二る生活保護法」という。) 第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した自動があったので、例による生活保護法(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申

吾

医療法人泰人会	名称	居宅介護支
二丁目一の二五 八戸市新井田西	所 在 地主たる事務所の	又援事業者
センター ク居宅介護支援新井田クリニッ	名称	居宅介護支
二丁目一の二五 八戸市新井田西	所在地	又援事業所
元平 ・成 三	年月日	廃 止

青森県告示第三百九十号

元

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成二十八年五月三十日

T ネ 病	る畜気を	
牛	種家 畜 類の	
患畜	患畜、 疑似 別	
三	頭 数	
十和田市	発生の場所又は区域	
元平 ・成 ・ 赤	年発 月 日生	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

病家

⋾

公

告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

況の概要を次のとおり公表する。(平成二十八年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状)

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

北部土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十六日認可したので、同条第三項 の規定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 青森

平成二十八年五月三十日

東青地域県民局長 石 Ш 浩 明

土地改良区の定款変更の認可

定により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十五日認可したので、同条第三項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 福地

平成二十八年五月三十日

三八地域県民局長 武 田 志

郎

委 員 会

人事委員会告示二十八第二号

立てに関する提出書類の書式例)の一部を次のように改正する。 昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第二号 (不利益処分についての不服申

平成二十八年五月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

制定文中「人事委員会規則一一 一 (不利益処分についての不服申立てに関する規

則)」を「人事委員会規則一一 一 (不利益処分についての審査請求に関する規則)」 「不服申立てに関する提出書類」を「審査請求に関する提出書類」に改める。

請求書」以、「審査請求(異議申立)書記載事項変更届」や「審査請求書記載事項変 議申立) 申立)人」を「審査請求人」に、 様式第一号中「審査請求 (異議申立) 書」を「審査請求書」に、 - 書(以下「申立書」という。)」や「審査請求書」に、 「不服申立て」を「審査請求」 اثر 「申立書」を「審査 「審査請求(異議 「審査請求(異

立) 書」を「審査請求書」に、「お届けします」を「届け出ます」 变更届_J ΙĆ 「審査請求(異議申立)人」や「審査請求人」 ビ、「審査請求 に改める。 (異議申

「審査請求」に、「からお届けします」を「ので届け出ます」に改める。 様式第三号中「審査請求(異議申立)人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を

「審強請求」に改める。 様式第四号中「審査請求 (異議申立) 人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を

人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。 様式第五号中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「審査請求 (異議申立)

を「幽岡譜光冊粉」に改める。 様式無六号日「審査請求 (異議申立) 人」や「審査請求人」 に、「不服申立て事案」

「審査請求」に、「からお届けします」を「ので届け出ます」に改める。 様式第七号中「審査請求 (異議申立) 人」を「審査請求人」に、 「不服申立て」を

様式第八号中「審査請求 (異議申立) 人」を「審査請求人」 ľ 「不服申立て」を

「審査請求」に、 「毋氏します」を「毋し氏ます」に改める。

様式第九号の一中「審査請求 (異議申位) 人」を「審査請求人」に、 「不服申立て」

を「幽岡淵光」に改める。

様式第十号中「審査請求 (異議申立) 人」を「審査請求人」に、 様式第九号の二中「⊪人啷 舥 녠 を 「青人職 艦 녠 「不服申立て」を に改める。

「審」は、これである。

様式第十二号中「計人啷 様式第十三号中「審価請求 (無議毋以) 「審強請求」に改める。 徭 咖 _ を「青人羆 を「審査請求人」 紦 に に改める。 「不服申立て」

ついての不服申立てに関する規則)」や「人事委員会規則11 様式第十四号中「当卍」を「魏決」に、 「人事委員会規則11 1 (不利益処分につ 1 (不利益処分に

いての審査請求に関する規則)」に改める。

収 用 委 員

公 示送 達

送達を行う。 第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示 書の正本を送達するに当たり、 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第六十六条第三項の規定により裁決 土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二号)

平成二十八年五月三十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重

光

送達すべき裁決書の名称

平成二十八年四月二十五日付け裁決書 (青収委第七号)

送達を受けるべき者

別表のとおり

Ξ 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

その交付を受けることができます。

兀 その他

一の裁決書は、平成二十八年六月十三日をもって送達があったものとみなされま

別機

す。

日票	
鶈 男	Ж
	ク位
住所不明 ただし、戸籍附票の住所 青森県東津軽郡蟹田町大 字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消除)	住 所

$\widehat{\Box}$	戏田	戏田	ナ田
(亡) 当感 茂	#	4 U	ジョーンデコレ
相続人不明 ただし、最後の住所地(平成20年 3 月17日消除) 愛知県名古屋市港区津金一丁目13番12号 (レオパレス東海通第2~202号)	住所不明 ただし、本籍地 北海道函館市仲町 6 番地	住所不明 ただし、本籍地 北海道札幌市手稲区手稲稲穂261 番地 1	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁 目663番地(昭和29年9月9日 職権消除)

公 示送 達

送達を行う。 第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示 書の正本を送達するに当たり、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決 土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二号)

平成二十八年五月三十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

平成二十八年四月二十五日付け裁決書 (青収委第八号) 送達すべき裁決書の名称

送達を受けるべき者

=

別表のとおり

Ξ 送達すべき書類の保管場所

その交付を受けることができます。 一の裁決書は、 青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

四 その他

す。 一の裁決書は、平成二十八年六月十三日をもって送達があったものとみなされま

別機

青	市長	(発行所・発行
森	目	<u>人</u>
	番一	
県	号	

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭

	凩	加	住所
H 繫	護 男		住所不明 ただし、戸籍附票の住所 青森県東津軽郡蟹田町大 字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消除)
ナ田野	ジョー	ジョーンデコレ	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁 目663番地(昭和29年9月9日 職権消除)
成田	41		住所不明 ただし、本籍地 北海道札幌市手稲区手稲稲穂261 番地1
成田	 		住所不明 ただし、本籍地 北海道函館市仲町 6 番地
(T)	(亡) 川崎	惄	相続人不明 ただし、最後の住所地(平成20年 3 月17日消除) 愛知県名古屋市港区津金一丁目13番12号 (レオパ レス東海通第 2 202号)